

平成28年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

平成28年3月1日（火）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第6 議案第2号 瑞穂市第2次総合計画について
- 日程第7 議案第3号 瑞穂市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第4号 瑞穂市職員の降給に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第5号 瑞穂市における地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第6号 瑞穂市における行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第7号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第8号 瑞穂市暴力団の排除に関する条例及び瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第9号 瑞穂市税条例及び瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第12号 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第13号 瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第14号 瑞穂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第15号 瑞穂市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第16号 瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第17号 瑞穂市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第18号 瑞穂市道路整備計画審議会条例の一部を改正する条例について

- 日程第23 議案第19号 平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第24 議案第20号 平成27年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第21号 平成27年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第22号 平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第23号 平成27年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第24号 平成27年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第25号 平成27年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議案第26号 平成28年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第31 議案第27号 平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第32 議案第28号 平成28年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第33 議案第29号 平成28年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算
- 日程第34 議案第30号 平成28年度瑞穂市下水道事業特別会計予算
- 日程第35 議案第31号 平成28年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第36 議案第32号 平成28年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第37 議案第33号 市道路線の認定について（その1）
- 日程第38 議案第34号 市道路線の認定について（その2）
- 日程第39 議案第35号 市道路線の認定について（その3）
- 日程第40 議案第36号 市道路線の廃止について
- 日程第41 議案第37号 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	森 治 久	2番	堀 武
3番	くまがいさちこ	4番	西 岡 一 成
5番	若 園 正 博	6番	庄 田 昭 人
7番	広 瀬 武 雄	8番	松 野 藤四郎
9番	広 瀬 捨 男	10番	古 川 貴 敏
11番	河 村 孝 弘	12番	清 水 治
13番	若 井 千 尋	14番	若 園 五 朗
15番	広 瀬 時 男	16番	小 川 勝 範

17番 星川睦枝

18番 藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	棚 橋 敏 明	副 市 長	早 瀬 俊 一
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	森 和 之
総 務 部 長	大 岩 清 孝	市 民 部 長	伊 藤 弘 美
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	田 宮 康 弘	福 祉 部 長	広 瀬 充 利
都 市 整 備 部 長	鹿 野 政 和	調 整 監	渡 辺 勇 人
環 境 水 道 部 長	梶 浦 要	会 計 管 理 者	宇 野 清 隆
教 育 次 長	高 田 敏 朗	監 査 委 員 事 務 局 長	西 村 陽 子

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	広 瀬 照 泰	書 記	今 木 浩 靖
書 記	島 田 将 志		

開会及び開議の宣告

○議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成28年第1回瑞穂市議会定例会を開会をいたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小川勝範君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号3番 くまがいさちこ君、4番 西岡一成君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（小川勝範君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会は、本日から3月18日までの18日間にしたと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日から3月18日までの18日間に決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（小川勝範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

5件報告します。

まず、4件については広瀬議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、4件報告いたします。

1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は平成27年11月分、12月分及び平成28年1月分が実施されました。いずれも現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められたとの報告でした。その他の項目については、お手元に配付のとおりです。

2件目は、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を同条第9項の規定により、監査委員から受けております。監査は10月26日に下水道課、11月26日に都市開発課、12月2日に生津小学校、1月15日に福祉生活課を対象に実施され、いずれも財務に関する事務

はおおむね適正に執行されているものと認められたとの報告でした。その他の監査結果につきましては、お手元に配付のとおりです。

3件目は、市議会議長会関係の報告です。

2月5日に第275回岐阜県市議会議長会議が中津川市で開催され、議長、副議長と私の3人が出席いたしました。会議では、平成27年7月3日から平成28年2月4日までの会務報告の後、平成28年度予算を定める議案など7議案が審議され、いずれも原案のとおり可決されました。なお、次回の岐阜県市議会議長会議は、7月に羽島市で開催される予定です。

4件目は、西濃環境整備組合議会の報告です。

2月8日に同組合の平成28年第1回定例会が開催されました。この定例会に提出された議案は、監査委員の選任同意案、平成27年度補正予算、平成28年度経費の分賦金額及び分賦方法を定める議案、平成28年度当初予算の4件でした。

監査委員の選任同意案は、任期満了に伴い現委員の三田村晃司氏を再度選任することについて議会の同意を求めるものでした。

平成27年度補正予算は、基幹的設備の改良工事請負費を、工事完了に伴い11万4,678円減額するものでした。

平成28年度経費の分賦金額及び分賦方法を定める議案は、分賦方法の搬入量割の実績を、平成25年度ベースから平成26年度ベースに改める等の内容で、平成28年度の当市の分賦金額は、今年度と比べて145万7,000円増額の2億7,660万1,000円となります。

平成28年度当初予算は、総額を歳入歳出それぞれ30億5,370万6,000円と定めるもので、今年度と比べて3億1,995万9,000円の増額となります。

歳入歳出の主なものは、屋内温水プールの改修工事と、今年度より3カ年の整備計画で実施される基幹的設備の改良工事に伴うものです。

なお、平成25年度に着工しました一般廃棄物最終処分場の建設工事は、今年度中に完了予定です。

これら4議案は、いずれも原案のとおり同意または可決されました。以上でございます。

○議長（小川勝範君） 以上、報告した4件の資料については事務局に保管してございますので、ごらんをいただきたいと思います。

5件目は、平成28年第1回もとす広域連合議会定例会について、若園正博君から報告願います。

5番 若園正博君。

○5番（若園正博君） 議席番号5番、新生クラブの若園正博です。

議長より御指名をいただきましたので、平成28年第1回もとす広域連合議会定例会について、代表して報告します。

本定例会は、2月16日から26日までの11日間の会期で開催されました。

初日の会議の冒頭には、急逝された室戸副広域連合長に対して黙祷がささげられました。謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

さて、今定例会に広域連合長から提出された議案は、専決処分の承認を求めるもの1件、広域計画の策定1件、条例の制定1件、条例の一部改正9件、平成27年度補正予算3件、平成28年度当初予算3件の計18件です。

専決処分の承認を求めるものは、一般会計予算において、社会保障・税番号制度に伴うシステム整備に要する経費の予算措置について、特に緊急を要するため専決処分としたことについて議会の承認を求めるものでした。

広域計画の策定については、現広域計画の計画期間が平成27年度末で満了することに伴い、次期5年間の広域計画を策定するものでした。

条例の制定については、行政不服審査法の全部が改正され、新たに行政不服審査法が施行されたため、行政不服審査に関する条例を新たに制定するものでした。

条例の一部改正については、主なものを申し上げますと、平成27年度の人事院勧告に鑑み、職員の給与に関する条例において勤勉手当と給料表について所要の改正を行うものや、介護保険法の一部改正されたことに伴い、関係する条例の整備を行うものなどでした。

平成27年度補正予算については、一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の3つの会計で、いずれも減額する補正予算を定めるものでした。

平成28年度当初予算については、一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の3つの会計の合計が83億5,810万円となり、平成27年度の当初予算に比べ、金額で1億9,430万円、率にして2.3%の減となりました。

なお、平成28年度の当市の負担金は、3つの会計の合計で、6億205万3,000円となり、平成27年度に比べて、金額で762万2,000円、率にして1.3%の増となりました。

提出された議案のうち、専決処分の承認を求めるもの1件については、定例会初日の2月16日、広域連合長の提案理由の説明の後、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論を行い、採決の結果、承認されました。

他の議案については、所管の常任委員会に審査を付託し、定例会最終日2月26日、委員長報告の後、質疑、討論を行い、採決の結果、いずれの議案も原案どおり可決されました。

全ての議案の採決が終わった後、しばらく休憩しましたが、休憩中に議会選出の松野藤四郎監査委員から監査委員の退職願が広域連合長に提出されました。広域連合長はこれを承認し、後任の監査委員に、北方町の村木俊文議員を選任することについて議会の同意を求め、議案が追加上程され、議会はこれに同意しました。

なお、2月20日に任期が満了した各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任は、4月

17日に瑞穂市議会議員選挙が実施されることから、5月以降に行われることとなりました。

以上で、平成28年第1回もとす広域連合議会定例会の報告を終わります。

なお、今定例会の議案書及び詳細な資料は、議会事務局に預けてありますので、御希望の方はごらんください。以上です。

○議長（小川勝範君） これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（小川勝範君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） それでは、1件の行政報告をさせていただきます。

平成28年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会についてを報告いたします。

平成28年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が去る2月16日、岐阜市柳津公民館において開催され、瑞穂市の議員として出席しましたので、その状況について報告いたします。

議案は14件であり、概要は次のとおりであります。

議案第1号平成28年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ2億6,097万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、市町村からの分担金及び負担金で2億2,766万7,000円、財政調整基金の預金利子による財産収入が5,000円、前年度からの繰越金が3,000万円、そのほかとして宿舍利用による負担金等の諸収入が330万円であります。

歳出につきましては、議員報酬等の議会費を166万8,000円、職員の人件費等の総務費が2億5,830万4,000円、予備費が100万円であります。

次に、議案第2号平成28年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,363億2,875万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、市町村で徴収した保険料などを含む市町村支出金が、406億5,436万7,000円、療養給付費の公費負担分として国庫支出金、県支出金が974億30万円、現役世代からの支援金である支払基金交付金が953億1,896万5,000円、高額医療費の共同事業として特別高額医療費共同事業交付金が4,600万8,000円あります。

そのほかとして、繰越金が25億1,400万円、第3者納付金等の諸収入が3億9,511万2,000円あります。

歳出につきましては、電算委託料等の総務費が4億9,734万9,000円、療養給付費等の保険給

付費が2,330億3,755万4,000円で前年度予算より6.1%の伸びとなっております。

また、財政安定化基金拠出金及び特別高額医療費共同事業拠出金が1億4,195万8,000円、市町村に委託する保険事業費が8億4,857万4,000円、保険料の還付及び還付加算金の諸支出金が3,600万円、予備費が17億6,731万7,000円であります。

次に、議案第3号平成27年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ69億9,020万5,000円を増額し、総額2,370億7,421万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、市町村支出金、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金、繰越金を増額するものであります。

歳出につきましては、保険給付費、諸支出金を増額するものであります。

次に、議案第4号岐阜県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例の制定についてであります。

行政不服審査法の施行に伴い、行政不服審査会の設置について、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第5号岐阜県後期高齢者医療広域連合手数料徴収条例の制定についてであります。

行政不服審査法の施行に伴い、審査請求時の写しの交付を求めるときの手数料について、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第6号岐阜県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

行政手続法の改正に伴い、行政指導に対する中止等の求め及び処分等の求めに関する規定等の追加をするため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第7号岐阜県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第8号岐阜県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

行政不服審査法の施行に伴い、不服申し立ての取り扱いに係る規定を整備するため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第9号岐阜県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴い、職員の人事評価の状況等を新たに公表するなど、所要の改正をするものであります。

次に、議案第10号岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第11号岐阜県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

被用者年金制度一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部規定の施行による、地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第12号岐阜県後期高齢者医療広域連合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

行政不服審査法の施行に伴い、行政不服審査会委員報酬を追加するため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第13号岐阜県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴い、根拠法令等の改正をするものであります。

次に、議案第14号岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成28年度及び平成29年度の保険料率を定め、均等割額の軽減対象を拡大し、並びに被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない被保険者に対する均等割額の軽減特例措置を、平成28年度においても継続するため、条例の改正をするものであります。

以上の14議案は、質疑、討論なく、採決の結果全て可決されました。

詳細につきましては、市民部医療保険課に資料が保管されていますので、ごらんいただければと思います。

以上、行政報告をさせていただきました。

○議長（小川勝範君） これで行政報告を終わります。

日程第5 議案第1号から日程第41 議案第37号までについて（提案説明）

○議長（小川勝範君） 日程第5、議案第1号人権擁護委員の候補者の推薦についてから日程第41、議案第37号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまで一括議題といたします。

市長提出議案について提案理由の説明を求めます。

市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 本日、平成28年第1回瑞穂市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員の各位の御出席を賜り、御礼申し上げます。

開催に当たり、市政への所感及び今回提案する議案について述べさせていただきます。

国は、平成26年末にまち・ひと・しごと創生法に基づき、日本全体の人口の将来展望を示すまち・ひと・しごと創生長期ビジョン、それを踏まえた今後5カ年のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。平成27年は地方創生元年となり、地方においては、地方人口ビジョンと地方版総合戦略が策定され、地方創生は平成28年度より具体的な事業を本格的に推進する段階に入ることとなりました。

当市におきましても、瑞穂市人口ビジョン、瑞穂市総合戦略を策定し、国からの交付金で事業を展開しているところであります。中でも、先般、他の地方公共団体の参考になる先駆的事业と認められて3,500万円の交付決定を受けました。上乘せ交付金事業のタイプIにつきましては、「ちょっと気になるまち 岐阜みずほ」をキャッチフレーズに、先月より当市出身の俳優、平山浩行さんの協力を得て、瑞穂市のPR戦略を図るとともに、岐阜グランドボウルを活用したイベントで、移住・定住促進に努めているところであります。来る3月19日には一大イベント瑞穂市グランドボウル・マルシェを開催いたしますので、議員各位におかれましては、ぜひとも御来場いただきますようよろしくお願い申し上げます。

さらに、平成27年度の国の補正予算で、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策について、特に緊急対応と位置づけられた地方創生加速化交付金1,000億円が決定されたことを受け、当市におきましては、単独事業として2事業、広域連携事業として1事業を現在交付申請しており、加速化を図っていきたいと考える次第であります。なお、これらにつきましては、補正予算で本定例会に上程しておりますが、事業費自体は翌年度へ繰り越して実施するよう予算対応しておりますので、議員各位の御理解をお願いするところであります。

また、平成28年度は、瑞穂市第2次総合計画のスタートとなります。まちの将来像を「誰もが未来を描けるまち 瑞穂」と掲げ、子供や若い世代、地域や産業を育成する「育」、生活の基本となる良好な住環境の維持や向上を図る「住」、誰もが安全で安心な暮らしを守っていく「安」、まちの資源や人を生かす「活」の4つの基本視点に立った魅力あるまちづくりを進め、選ばれるまちを目指して取り組んでいく所存であります。

さて、本定例会で平成28年度当初予算（案）を上程するに当たり、新年度に向けた施策・事業概要について御説明申し上げます。

平成28年度当初予算の総額は、全会計で254億3,510万円と、対前年比3.2%の伸びとなりました。一般会計は168億4,000万円で、2年連続の増額で過去最大となりました。

新年度は、増嵩する社会保障経費、消防・防災の充実、これまで計画的に進めてきた事業実施等に向けて予算措置をさせていただいたところ、前年度より1億4,000万円増額になったものであります。

その新年度の主要施策について御説明申し上げますと、1点目は、高校生等18歳以下までの医

療費無料化であります。

子育て支援の一環として、これまで中学生まで実施していたものを高校生まで拡大し、平成28年10月より実施いたします。

2点目は、学校等施設整備事業であります。

3カ年の継続事業で予算を計上させていただきました小・中学校教室空調機器整備事業につきましては、最終年度となります平成28年度に市内3つの中学校全校にエアコンを設置します。

また、牛牧小学校と南保育・教育センターの大規模改修、穂積中学校駐輪場、ほづみ幼稚園園舎の整備、地域子育て支援センター、別府保育所の改修をまいります。

3点目は、消防・防災事業であります。

消防・防災力の強化を図るため、消防団の分団を新設し、その詰所・車庫を建設するとともに、消防署の用地を取得します。

4点目は、道路・橋梁事業であります。

計画的に進めてきました西部環状道路、（仮称）野田橋歩道橋の整備を推進します。

5点目は、都市公園整備事業であります。

計画的に整備してきました都市公園は、完成の段階に入っており、新年度は（仮称）野白新田扣畑公園、（仮称）豊かな緑ふれあい公園（祖父江地内）の整備を進めてまいります。

6点目は、別府水源地の配水池整備であります。

水道事業会計において、別府水源地内の耐震性が不足する配水池を新たに整備するもので、より安全・安心な飲料水の提供に努めてまいります。

一方、歳入では、主要財源である市税、地方交付税が増額となる見込みであります。不足財源は、市債の借入れ、基金の取り崩しなどで補ってまいります。これらは前年度より減額の予算編成となっております。

我が国の人口減少は歯どめがかかっておらず、東京圏への人口流入も続いているなど、状況は厳しさを増しており、国は地方創生の深化に取り組む必要があるとしています。人口減少対策の効果が出てくるまでには長い時間を要することから、早く取り組まなければなりません。そのような中、本市においては、平成27年国勢調査の人口が速報値で5万4,364人と、5年前より2,414人増加している状況にあります。本市の人口はしばらくは増加してまいります。いずれは人口減少は避けられないものであります。本市の実情を踏まえて、選択と集中の考え方を徹底し、英知を絞って限られた資源を最も有効な施策に集中してまいりますので、議員の皆様のご理解、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、定例会開催に当たり、今回提案する議案について述べさせていただきます。

今回上程します議案は、人事案件が1件、企画策定に関する案件が1件、条例の制定、改正に関する案件が17件、平成27年度補正予算に関する案件が7件、平成28年度当初予算に関する

案件が7件、市道路線の認定・廃止に係る案件が4件の合計37件であります。

それでは、順次、提出議案の概要を御説明させていただきます。

最初に、議案第1号人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員 増田行義氏の任期が平成28年6月30日に満了となることから、引き続き同氏を候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第2号瑞穂市第2次総合計画についてであります。

瑞穂市第1次総合計画の目標年次が終了することに伴い、平成37年度を目標年次とする瑞穂市第2次総合計画の基本構想及び基本計画を決定するものであります。

次に、議案第3号瑞穂市職員の退職管理に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の退職管理について必要な事項を定めるため、市条例を制定するものであります。

次に、議案第4号瑞穂市職員の降給に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の降給について必要な事項を定めるため、市条例を制定するものであります。

次に、議案第5号瑞穂市における地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定の整備を図るため、関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第6号瑞穂市における行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

行政不服審査法の施行に係る不服申し立てに関する審査会の設置その他不服申し立て手続の変更に伴い、市の体制及び関係規定の整備のため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第7号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

民間給与との較差に基づく人事院勧告に伴い、市職員の給料表及び勤勉手当の支給割合の改定並びに市議会議員及び常勤の特別職職員の期末手当の改定等をするため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第8号瑞穂市暴力団の排除に関する条例及び瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、教育長の身分が特別職の身分のみを有するものとなるため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第9号瑞穂市税条例及び瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につい

てであります。

平成28年度税制改正大綱において、一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことに伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第10号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてであります。

平成28年4月1日から、瑞穂市総合計画等評価審議会、瑞穂市生活支援・介護予防体制整備推進会議、瑞穂市空家等対策協議会を新設、瑞穂市要保護児童対策地域協議会の委員の任期及び瑞穂市障害者自立支援協議会の担任する事務の変更等を行うため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第11号瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条の規定により、条例により個人番号等を提供する事務について新たな事項を定める必要があること、また、平成28年1月からの個人番号の利用開始後の個人番号の利用または提供の状況調査による規定内容の変更等のため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第12号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、義務教育学校が新たな学校の種類として規定されることになったため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第13号瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第14号瑞穂市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

農業協同組合法等の一部を改正する法律により、農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、条番号整理のため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第15号瑞穂市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例についてであります。

女性のくらし彩るまちづくり事業を新設するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第16号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

福祉医療費助成の対象を高校生等まで対象とするため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第17号瑞穂市自転車駐車場条例の一部を改正する条例についてであります。

瑞穂市第1自転車駐車場2階の定期利用の駐車料金を新設するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第18号瑞穂市道路整備計画審議会条例の一部を改正する条例についてであります。審議会の組織を見直すため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第19号平成27年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）であります。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ4億4,543万8,000円を減額し、総額174億8,219万9,000円とするものであります。

また、4件の継続費と、7件の繰越明許費、2件の地方債の補正をするものであります。

今回の補正予算は、事業の完了、事業費の確定により、6億1,672万7,000円を減額するほか、事業の追加等で1億7,128万9,000円を増額する内容としました。

特に、冒頭でも述べました地方創生加速化交付金事業に8,900万円を計上しましたが、平成28年度執行とするため繰越明許費をあわせて設定しました。

歳入の主なものでは、市税で1億318万2,000円、地方消費税交付金で1億1,000万円、地方創生加速化交付金で8,697万円の増額に対し、基金繰入金で7億1,490万1,000円減額するものであります。

次に、議案第20号平成27年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ1億77万5,000円を減額し、総額59億7,797万2,000円とするものであります。

歳出の主なものは、保険給付費で559万3,000円、共同事業拠出金で1億982万9,000円を減額するものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税で2,379万8,000円、県支出金で3,297万2,000円を増額し、国庫支出金、療養給付費交付金、共同事業交付金及び繰入金で1億6,317万6,000円を減額するものであります。

次に、議案第21号平成27年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）であります。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ622万円を減額し、総額4億838万2,000円とするものであります。

歳出の主なものは、保健事業費を486万円減額し、歳入の主なものは、後期高齢者医療広域連合支出金を411万9,000円減額するものであります。

次に、議案第22号平成27年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ88万8,000円を減額し、総額3億287万4,000円とするものであります。

内訳は、給食対象児童・生徒数の変更に伴うものであります。

次に、議案第23号平成27年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ8,194万7,000円を減額し、総額1億7,738万5,000円とするものであります。

歳出の主なものは、公共下水道費を6,800万円、特定環境保全公共下水道費を892万1,000円減額し、歳入の主なものは、一般会計からの繰入金を8,209万7,000円減額するものであります。

次に、議案第24号平成27年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入予算を組み替えるものであり、県支出金を1,398万6,000円増額し、国庫支出金と繰入金で同額を減額するものであります。

次に、議案第25号平成27年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）であります。

収益的収入及び支出において、収入を274万1,000円増額し、支出を938万5,000円減額するものであります。

資本的収入及び支出においては、収入を290万1,000円減額し、支出を3,420万3,000円減額するものであります。

次に、議案第26号平成28年度瑞穂市一般会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ168億4,000万円と定めるほか、6件の債務負担行為、6件の地方債を設定するものであります。

歳出の主なものは、予算額順に、民生費が65億2,020万9,000円と最も多くなっており、これは障害者福祉費、老人福祉費等に係る社会保障経費及び保育所費の増嵩であります。

次に、教育費が21億1,324万2,000円であり、主なものは、冒頭でも述べましたように中学校エアコン設置等に係る中学校管理費に3億2,172万4,000円、牛牧小学校等の小学校建設費に1億8,300万円であります。

次いで、総務費が18億2,403万3,000円、土木費が16億6,300万1,000円、衛生費が14億8,222万5,000円の順となっております。

次に、歳入の主なものは、市税、地方交付税等の一般財源が100億4,679万2,000円、国・県支出金が31億3,256万1,000円、地方債が12億1,870万円、分担金・使用料等が6億254万3,000円ありますが、さらに財政調整基金、公共施設整備基金等からの繰入金9億1,000円で所要財源の確保を図りました。

次に、議案第27号平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ60億6,099万9,000円とするものであります。

歳出の主なものは、保険給付費で34億5,094万4,000円、後期高齢者支援金等、介護納付金で9億291万9,000円、共同事業拠出金で13億6,378万5,000円であります。

歳入の主なものは、国民健康保険税が12億967万9,000円、国庫・県支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金で27億2,772万円、共同事業交付金は13億7,452万9,000円であります。

次に、議案第28号平成28年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ4億4,393万3,000円とするものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金で4億1,261万8,000円、保健事業費で2,533万5,000円であります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料で3億2,473万2,000円であります。

次に、議案第29号平成28年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億89万4,000円とするものであります。

新年度の給食対象児童・生徒数は5,279人であり、給食実施日数は198日を見込んでおります。

次に、議案第30号平成28年度瑞穂市下水道事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億6,829万6,000円と定めるほか、債務負担行為及び地方債をそれぞれ1件設定するものであります。

歳出の主なものは、下水道費1億8,513万2,000円、公債費1億1,522万3,000円であります。

歳入の主なものは、使用料5,428万5,000円、繰入金1億4,958万5,000円、地方債7,900万円であります。

次に、議案第31号平成28年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,623万8,000円とするものであります。

歳出の主なものは、施設管理経費、1,432万6,000円、公債費1,091万2,000円であります。

歳入の主なものは、使用料703万6,000円、繰入金1,819万7,000円であります。

次に、議案第32号平成28年度瑞穂市水道事業会計予算であります。

業務の予定量を給水戸数1万7,000戸、年間給水量467万8,000立方メートルといたしました。

収益的収入及び支出において、収入予定額を5億6,316万5,000円、支出予定額を4億5,296万4,000円と定め、資本的収入及び支出において、収入予定額を7,042万円、支出予定額を9億4,177万6,000円と定めるものであります。

次に、3件の市道路線について、一括して御説明申し上げます。

議案第33号市道路線の認定について（その1）、議案第34号市道路線の認定について（その2）、議案第35号市道路線の認定について（その3）であります。

道路法第8条第2項の規定により、市道路線を認定するものであります。

瑞穂市市道の認定に関する基準に基づき、県道の路線の変更に伴う管理引き継ぎをするものが3路線、開発許可事業に伴う管理引き継ぎをするものが8路線、市の道路計画によるものが1路線、計12路線を認定する事由に応じて分割して提出させていただきました。

次に、議案第36号市道路線の廃止についてであります。

道路法第10条第3項の規定により、市道路線1路線を廃止するものであります。

最後に、議案第37号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、保育士の配置基準について弾力的運用を可能にするため、市条例の改正を行うものであります。

以上、37件の提出議案につきまして概要を御説明させていただきました。どうかよろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます、私の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小川勝範君） これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第1号については会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第1号については委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議案第1号について（質疑・討論・採決）

○議長（小川勝範君） これより議案第1号人権擁護委員の候補者の推薦についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） 3番 くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 議席番号3番 くまがいさちこです。

平成28年の議案第1号に係る質疑をいたします。

個別のことと、全体的なことについてお尋ねいたします。

初めに、個別のことをお聞きします。大変詳細な資料が添付されました。全員協議会資料となっておりますが、議案に関して、特に人事案件について、このようにほぼ判断材料の全部の項目について、きちんとした資料が出たのは私が議員になって12年目で初めてです。

最初のころは、全く資料がありませんでした。判断材料がとてもなく困りました。根拠法も自分で調べたり、ここで質疑も何度も人事案件について重ねてまいりました。今回はほぼ必要なことが全部説明されている資料がついてまいりました。

初めに個別ですが、この資料の中で業務内容、特別相談がございます。年2回、6月、2月、

市内人権擁護委員全員となっておりますが、このやり方を教えていただきたい。毎週なのか何カ所かで一遍にやるのかとか。その上に定例相談というのがございまして、これはよくわかります。毎月1回、何曜日に何時から何時まで、毎月1名で交代というのはよくわかります。特別相談のやり方も御説明いただきたいと思います。

それから2つ目、個別の2つ目です。

会議というのがございまして、岐阜人権擁護委員協議会、これが表にもございまして、組織の一番上に。ですから、岐阜県内で恐らく、それか岐阜地域かどっちかだと思えるんですけど、協議会があるんだろうと思いますが、この開催がどの程度の回数、年にやられてるのか、そして市内で協議会というのはあるのか、人権擁護委員が集まって。

まず個別のことでこの2つ、特別相談の内容と岐阜人権擁護委員協議会の内容、市内でも協議会があるのか、これをお尋ねいたします。

それから、全体的なことについてざっとお尋ねしますが、このような判断材料のもととなる資料が配付されたことは、とてもありがたいと思います。当然といえば当然ですけど、よそのホームページを見ますと、議案の一つ一つについて根拠法などもきちんと示されておりますが、今まで瑞穂市の議案は根拠法が示されたことは資料として一回もなかったと思いますが、これはちゃんと根拠法も書いてございますね。

ということで、この資料は担当課がつくったものなのか、それとも、この平成28年1号議案から今後、根拠法以下全ての議案について、特に人事案件ですけど、全ての議案についてこの程度の全体的な説明がきちんと資料としてつけられる方針で始めたのか。つまり、担当課だけがこれをやったのか、それとも全体としてこのような方針で経緯でやられているのかと、それを知りたいということです、今後のことがございますので。以上でございます。

あと、自席で再質問がございましたらさせていただきます。

○議長（小川勝範君） 福祉部長 広瀬充利君。

総括して答弁してください。

○福祉部長（広瀬充利君） ただいまのくまがい議員の質問にお答えさせていただきます。

まず1点目でございますが、特別相談。年2回、6月、2月ということでございますが、1日でございます。6月の場合は、日にちが変わる場合もございますが、6月1日に特別相談日ということで回を重ねておりまして、一般的には総合センターの5階の会議室を利用しております。どうしてもあいていない場合は市役所の庁舎の会議室を借りたり、市民センターを借りたりをしておりますが、6月1日につきましては人権擁護委員の日と定められておりまして、この日を特別相談ということで開催しております。

2月については日にちは未定で変わる場合がございますが、そういった形で1日ですので、午前中と午後ということで振り分けをさせていただきます。3人の方に午前中、3人の方が

午後という形で10時から3時というように開催をしております。

1点目は以上でございます。

続きまして、人権擁護委員の岐阜人権擁護委員のほうですが、これについてはちょっと手元に資料がございませんが、岐阜の法務局の関係で、そちらに協議会がございますので、そこでの協議会ということになります。その下に先ほど言われましたように本巣地区でまたありまして、そして瑞穂市があるというような形、当然岐阜の上にはまだ国のほうも当然ございますけど、今回この資料では岐阜での組織を書かさせていただいている状況でございます。

もう1つ全体の話となりますが、副市長のほうでお願いします。以上でございます。

○議長（小川勝範君） 副市長 早瀬俊一君。

○副市長（早瀬俊一君） ただいま質問にありました人事に関する等の資料の提出の仕方でございますが、やはり限られた時間の中で議員の皆さんにきちんと判断をしていただくということで、できる限り根拠法令、また現状、その他判断をしていただくに必要な書類というものはできる限り出ささせていただきたいと思っておりますし、今回は全員協議会ということで追加のような状況でございますが、当初より出ささせていただくように努力していきますので、よろしくお願ひします。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがいさちこ君。

○3番（くまがいさちこ君） 個別のことですが、特別相談日は一遍に何人も、3人までですかね、AM3人、PM3人ですから。3人までは受け付けるということなのかなと思いました。

両方、多分予約が必要だと思いますが、ちょっともう一回、というのは相談を受けるんです。それでお聞きしております。私では対応し切れないようなものは人権擁護委員さんを御紹介することも私もあるわけです。それでお尋ねしたいんですが、特別相談は3人ずつということですから、3人まで予約を受け付けるのか、予約が必要かどうかちょっと確認したいんですけど。以上です。

○議長（小川勝範君） 広瀬部長。

○福祉部長（広瀬充利君） 予約については、予約の必要は今のところございません。

残念ながら、参加者が非常に少ないのが現状でございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（小川勝範君） くまがい君。

○3番（くまがいさちこ君） 少ないということを聞いております。とても残念だと思います。

立派な人権擁護委員さんも見えるし、私が相談を受けるようなことで悩んでいる方もいるものですから、それでできるだけつなぎたいと思って、お聞きしております。

全体的なことですが、1つまた答弁漏れがございまして、この資料については全体的見地で

これからこのような方針でやるというのでつくられたのか、それとも担当課が個別にこれだけ丁寧なものをつくったのか、そこだけ教えてください。

○議長（小川勝範君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） できる限り皆さんに判断していただける資料ということで、私のほうから指示をしております。

○議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[挙手する者なし]

○議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決いたします。

人権擁護委員の候補者に増田行義君を適任とする意見の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第1号は適任とすることに決定をいたしました。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会します。

延会 午前10時27分